

建設発生土及び産業廃棄物の処理に関する特記仕様書

この仕様書は、建設工事に係る建設発生土及び産業廃棄物に関する事項を定める。

1章 建設発生土

1号 受注者は、建設発生土を6号において再利用する場合を除いて、処分地で処分しなければならない。なお処分地とは、産業廃棄物の最終処分地、産業廃棄物最終処分の許可を受けた業者の建設発生土受入可能地をいう。

2号 受注者は、当該工事において、建設発生土が発生し、なおかつ建設発生土を処分地で処分する工事で契約金額が2,000,000円以上の場合、又は、建設発生土を再利用する場合は、工事着手前に建設発生土処分計画書及び監督員が必要と認める書類を、契約締結後14日以内に監督員に提出し承認を得なければならない。

3号 受注者は、工事竣工までに、次に掲げる書類を監督員に提出しなければならない。

- 1) 処分地を有する業者が発行する残土処分証明書
(ただし、建設発生土の処分量が5m³以上ある場合に限る)
- 2) 処分地における処分状況の分かる写真
(ただし、建設発生土の処分量が5m³以上ある場合に限る)
- 3) その他、監督員が必要と認める書類

4号 受注者は、建設発生土の搬出にあたっては、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければならない。また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、当該工事の関係者以外の第三者に対する生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑(以下「公衆災害」という。)の防止を含め、周辺の生活環境に影響を及ぼさないように努めなければならない。建設発生土の保管にあたっては、建設発生土の流出等による事故を防止するため、適正な法面勾配の設定、雨水の処理対策及びほこり等の防止対策を講ずる他、必要に応じて部外者の立入禁止等の措置を執らなければならない。

5号 受注者は、建設発生土の搬出経路の設定にあたっては、事前に経路付近の状況を調査し、搬出経路図を監督員に提出しなければならない。その際、受注者は、必要に応じて関係機関と打合せを行い、騒音・振動・ほこり等の発生の防止に努めるとともに、搬出時の道路交通状況を把握し、安全な運搬のため必要な措置を講じなければならない。また、搬出途中において、一時仮置きを行う場合は、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意しなければならない。

6号 受注者は、監督員と協議した結果、処分地以外で土の再利用を目的とする受入地(以下「受入地」という。)で建設発生土を処分する場合には、埋立や盛土を行うに際し、次に掲げる土地利用計画、自然環境保全及び防災等に関する関係法令のうち該当するものについては、法令に定める諸手続を行わなければならない。

土地利用計画	自然環境保全	防 災
・都市計画法 ・文化財保護法 ・農地法 ・農業振興地域の整備に関する法律 ・生産緑地法 ・建築基準法 ・土地区画整理法 ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	・自然公園法 ・都市緑地法 ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ・森林法 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律 ・都市公園法 ・自然環境保全法 ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	・河川法 ・水源地域対策特別措置法 ・地すべり等防止法 ・砂防法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・宅地造成等規制法

7号 受注者は、受入地において埋立や盛土の際に、建設発生土の崩壊や降雨による流出等による公衆災害が生じないように適切な措置を講じなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

8号 受注者が、受入地で建設発生土を処分する場合、監督員が実際の処分内容に応じて費用の算出を行い、その金額が当初の積算費用を下回った場合には、設計変更の対象とする。ただし、その金額が当初の積算費用を上回った場合は、設計変更は行わない。

なお、受注者は、工事竣工までに、次に掲げる書類を監督員に提出しなければならない。

- 1) 受入地における土の再利用状況の分かる写真
- 2) その他監督職員が必要と認める書類

9号 受注者は、運搬及び処分に関する住民等の苦情については、誠意をもって対処し、受注者の責任において解決しなければならない。

10号 本仕様書の施行は、別紙、建設発生土処理フローのとおりであるが、本仕様書に明記されていない事項については、「建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日)」に従うものとする。
また、本仕様書に明記されていない施行上必要な事項については、監督員と十分協議の上、その指示に従わなければならない。

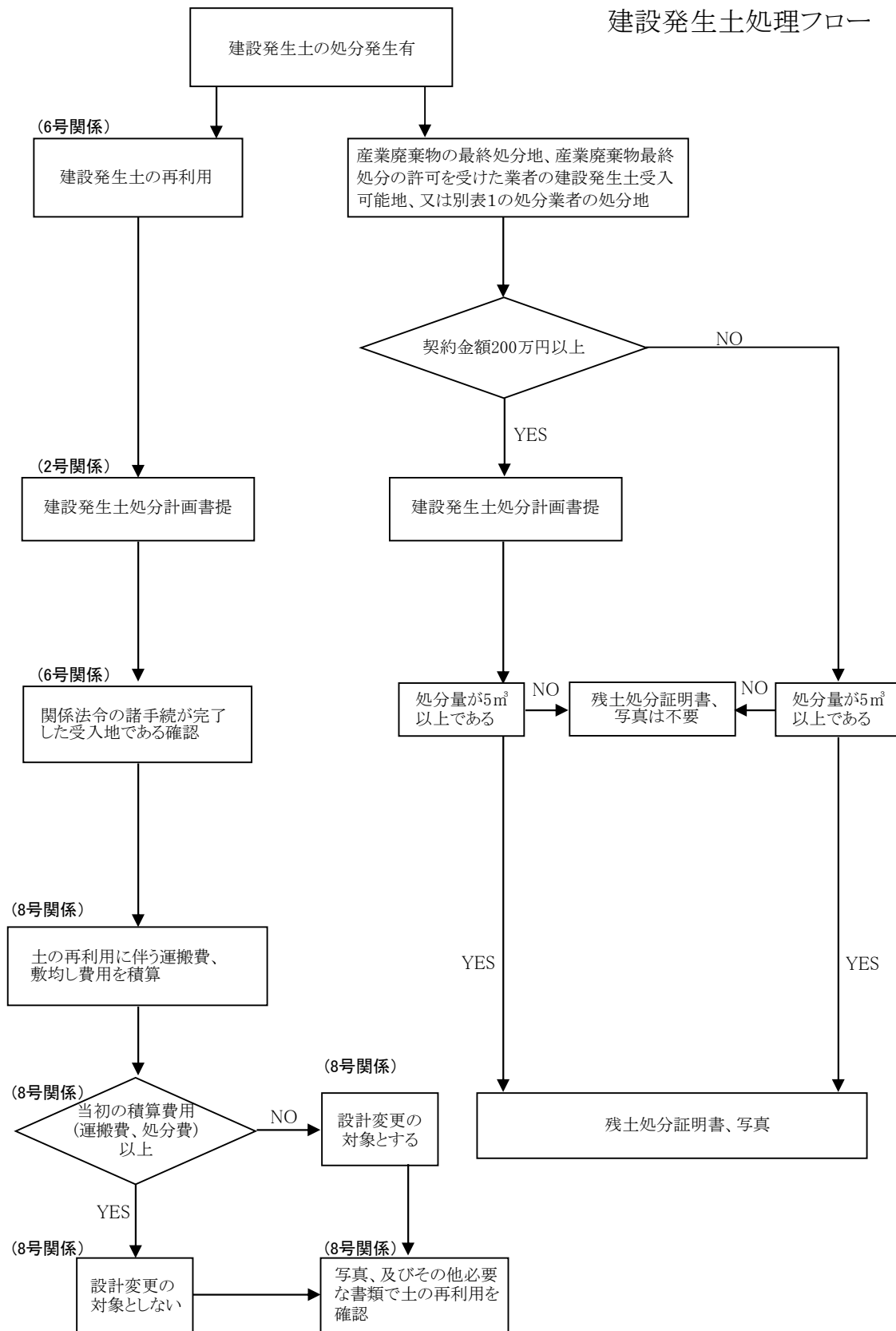
2章 産業廃棄物

- 1号 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2号 受注者は、契約図書の仕様及び監督員の指示に従わなければならない。
- 3号 受注者は、当該工事において、産業廃棄物が発生する場合は、再生資源利用計画書及び監督員が必要と認める書類を、契約締結後すみやかに監督員に提出し、承認を得なければならない。ただし、処分地が県外の場合は、産業廃棄物処分業者の許可の写しを再生資源利用計画書提出時に添付しなければならない。
- 4号 受注者は、工事竣工までに、次に掲げる書類を監督員に提出しなければならない。
- 1) 計量伝票の写し
ただし、計量伝票の交付が困難な場合は、納入伝票等の処分が確認出来る書面を提出しなければならない。
また、特別管理産業廃棄物(アスベスト等)については、計量伝票の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを提出するものとする。
 - 2) その他監督員が必要と認める書類
- 5号 受注者は、工事竣工後であっても、監督員から下記の書類の提示を求められた場合は3日以内に書面を提示しなければならない。
- 1) 受注者が保管する産業廃棄物管理票(マニフェスト)
- 6号 受注者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、廃棄物処理法に基づき、運搬又は処分、若しくは再生を業とする者とそれぞれ直接契約を締結し、委託をしなければならない。
- 7号 受注者は、産業廃棄物の搬出経路の設定にあたっては、事前に経路付近の状況を調査し、搬出経路図を監督員に提出しなければならない。その際、受注者は、必要に応じて関係機関と打合せを行い、騒音・振動・ほこり等の発生の防止に努めるとともに搬出時の道路交通状況を把握し、安全な運搬のため必要な措置を講じなければならない。

8号 受注者は、運搬又は処分に関する住民等の苦情については、誠意をもって対処し、受注者の責任において解決しなければならない。

9号 本仕様書に明記されていない事項については、「廃棄物処理法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月26日法律第48号)、「建設副産物適正処理推進要綱」に従うものとする。また、本仕様書に明記されていない施行上必要な事項については、監督員と十分協議の上、その指示に従わなければならない。

建設発生土処理フロー



特定建設資材廃棄物処理先

項 目	会社名等	処分場所在地
アスファルト・Ａｓクズ	(株)梶本建材	磯城郡川西町下永960番1
コンクリート塊	(株)梶本建材	磯城郡川西町下永960番1

上記以外

項 目	会社名等	処分場所在地
一 般 残 土	佐々竹建設(株)	桜井市赤尾285番桜井市浅古477番1
廃 プ ラ	(有)大志	橿原市新堂町281-8